



佐賀県公報

平成17年
11月25日
(金曜日)
第 12686号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○青少年に有害な図書等の指定	(五八二・こども課)	一
○呼子港臨港地区内の分区の指定	(五八三・港湾課)	二
○新たに生じた土地の確認	(五八四・市町村課)	二
○字の区域の変更	(五八五・ "	二
◎佐賀県財務規則に基づくかいの指定の一部改正	(五八六・会計課)	二
◎佐賀県財務規則に基づくかいの出納員となる者の指定の一部改正	(五八七・ "	二
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(県民協働課)	三
○建設業の営業停止処分	(建設・技術課)	三
○白石土地改良区営土地改良事業計画変更決定	(農地整備課)	四
○県営平山土地地区土地改良事業計画変更決定	("	四

○ 告 示

◎佐賀県告示第五百八十二号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十七年十一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-195	本当にいたよ!! こんなにやさしいお姉さん BACHELOR 12月号増刊	(株)ダイアプレス	07538-12 Ⓒ2005.12/27	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17-196	COMIC 快樂天 12月号	(株)ワニマガジン社	13877-12	
"	17-197	COMIC ポプリクラブ 12月号	(株)晋遊舎	13865-12	
"	17-198	VITAMAN 月刊 ビタマン 12月号	(株)竹書房	07653-12	
"	17-199	COMIC ダンガン VOL.4 漫画ピンクタイム12月号増刊	マイウェイ出版(株)	18302-12 Ⓒ2005/12/28	
"	17-200	コミック DVD DOKAN こみっくでいぶいでいどかん VOL.03	曙出版(株)	11850-12 Ⓒ2006/2/2	
"	17-201	ストリートナンパ Don't 12月号増刊	(株)サン出版	06778-12 Ⓒ12/20	
"	17-202	DOPE [ドープ] DEC.1 THE AMAZING MAGAZINE FOR MEN	KKベストセラーズ	16639-12	
"	17-203	@BUNTA あっと・ぶんた! デラックス VOL.10 BREAKMAX12月号増刊	(株)コアマガジン	18012-12 Ⓒ-12/31	
"	17-204	Chuッ スペシャル 12月号	(株)ワニマガジン社	16151-12	
"	17-205	パソコンパラダイス Vol.163 12月号	(株)メディアックス	07483-12	

◎佐賀県告示第五百八十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条の規定により、呼子港臨港地区内の分区を次のとおり指定する。

平成十七年十一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

呼子港臨港地区内分区指定

分区	区域	面積
商港区	唐津市呼子町呼子の一部	約一・六ヘクタール

関係図書は、佐賀県土づくり本部交通政策部港湾課及び唐津土木事務所に
おいて縦覧に供する。

◎佐賀県告示第五百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、
次の土地が伊万里市の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同
市長から届出があった。

平成十七年十一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

所在地	面積 (平方メートル)	備考
波多津町辻字野林三八〇九 ^{三七} 、三八〇九 ^{三三} 、三八〇九 ^{三六} 、三八〇九 ^{三八} 、三八二二 ^{二六} 、三八二二 ^{二九} 、三八二二 ^{三〇} 、三八三二 ^{二二} 、三八三三 ^{三三} 、三八三七 ^{三三} から三八三七 ^六 まで、三八三七 ^八 、三八五二 ^二 、三八五二 ^二 、三八五三 ^二 、三八五三 ^三 、三八五三 ^三 、三八五三 ^三 、三八五九 ^三 、三八五九 ^三 、三八五九 ^三 、三八六三 ^三 、三八六三 ^四 、三九一五 ^一 、三九一六 ^一 から三九一八 ^一 まで及び三九一八 ^二 の地先	四、二三三・六三	公有水面埋立てのため

◎佐賀県告示第五百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によ
り、伊万里市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出が
あった。

平成十七年十一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の 名称	同上に編入する区域
波多津町辻字野林	波多津町辻字野林三八〇九 ^{三七} 、三八〇九 ^{三三} 、三八〇九 ^{三六} 、三八〇九 ^{三八} 、三八二二 ^{二六} 、三八二二 ^{二九} 、三八二二 ^{三〇} 、三八三二 ^{二二} 、三八三三 ^{三三} 、三八三七 ^{三三} から三八三七 ^六 まで、三八三七 ^八 、三八五二 ^二 、三八五二 ^二 、三八五三 ^二 、三八五三 ^三 、三八五三 ^三 、三八五九 ^三 、三八五九 ^三 、三八五九 ^三 、三八六三 ^三 、三八六三 ^四 、三九一五 ^一 、三九一六 ^一 から三九一八 ^一 まで及び三九一八 ^二 の地先

◎佐賀県告示第五百八十六号

佐賀県財務規則に基づく、かの指定（平成十六年佐賀県告示第二百九十一号）
の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

表の統括本部の項中「職員研修所」を「職員研修所、消防学校」に改め、同
表のくらし環境本部の項中「消防学校、」を削る。

◎佐賀県告示第五百八十七号

佐賀県財務規則に基づく、かの出納員となる者の指定（平成十六年佐賀県告
示第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月二十五日

県の施設本部の管内「職員研修所」や「職員研修所、消防学校」及び「県庁」の管内「監獄本部の管内「消防学校、」や「監獄」。

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年1月16日までにさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年11月25日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあった年月日
平成17年11月15日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 クレブスサポート

(2) 代表者の氏名 吉野 徳親

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市今宿町5番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、年間3,000人におよぶ佐賀県における「がん死」を減らすために行政、大学、医療機関、各種団体の協力を得てがんの早期発見・早期治療のための啓発活動、検診率アップのための人材育成、がんに関する医療情報の提供などを行うほか、食育推進の立場からがんの予防食・健康食を提案するなど、がん死を減らしていのちを守る豊かな社会を構築することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年11月25日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 処分をした年月日 平成17年11月25日
- 2 処分を受けた者の商号 株式会社平和土木
- 3 主たる営業所の所在地 佐賀県佐賀市南佐賀三丁目9番7号
- 4 代表者の氏名 力久 敏江
- 5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可（般一14）第5962号
- 6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づき営業停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲
公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 停止を命ずる営業は、発注者から直接公共工事又は民間であって補助金等の交付を受けているもの（以下「対象建設工事」という。）を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、上記（注2）以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の

交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成17年12月2日から平成17年12月16日までの15日間

7 処分の原因となった事実

株式会社平和土木は、平成16年2月29日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を過大に計上し、事実と異なる記載により得た総合評定値通知書を用いて入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第3項(同条第1項第2号該当)に該当する。

杵島郡白石町大字福田1809番地1 白石土地改良区理事長 喜多榮一から認可申請の白石土地改良区営土地改良事業(維持管理)の計画変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定したため、同条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成18年1月10日までに佐賀県武雄農林事務所(郵便番号843-0023 武雄市武雄町昭和265番地)に提出してください。

平成17年11月25日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

白石土地改良区営土地改良事業(維持管理)の変更後の計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年11月28日から平成17年12月26日まで

3 縦覧の場所

北方町役場及び白石町役場

県営土地改良事業(中山間地域総合整備)平山上地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年1月10日までに佐賀県唐津農林事務所(郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1)に提出してください。

平成17年11月25日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(中山間地域総合整備)平山上地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年11月28日から平成17年12月26日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所